

# 重要事項説明書

特定非営利活動法人まんでん グループホームまんでん

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0265-86-8680 (午前8時30分～午後5時30分)

担当者 市瀬 千里

## 2 「グループホームまんでん」の概要

### (1) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	グループホームまんでん
所在地	長野県上伊那郡飯島町飯島2880番地1130
介護保険指定番号	2072400779

### (2) 当該事業所の職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	運営管理	1名(兼務)		1名
計画作成担当者	介護サービスに係わる計画作成等		1名(兼務)	1名
介護職員	利用者の心身全体のお世話	6名(2名兼務)	2名(1名兼務)	8名
看護職員		2名(兼務)	1名	3名
調理担当者			2名	2名

### (3) 当事業所の設備の内容

定員	9名	食堂	1室
居室(個室)	9室(1室11.6㎡)	相談室	1室
相談室	1室	浴室	一般家庭浴槽

## 3 サービス内容

### (1) 生活相談

いつでも受け付けています。介護以外の日常生活に関する相談もできます。

### (2) 食事

家庭料理をベースにして、グループホームまんでんで調理します。

### (3) 入浴

週に最低2回入浴していただけます。家庭浴槽を利用して一人ずつ職員がお世話させていただきます。ただし、心身の状態に応じ、清拭のみとさせていただく場合があります。

### (4) 介護

サービス計画に沿って下記のサービスを行います。

着替え、排泄、食事等の介護

シーツ交換、ホーム内外の移動の付き添い等

### (5) レクリエーション等

## 4 利用料金

### (1) 利用料

#### ① 認知症対応型共同生活介護利用料

単位：円

区 分	1 日 の 利 用 料	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要 介 護 1	7, 6 5 0	7 6 5
要 介 護 2	8, 0 1 0	8 0 1
要 介 護 3	8, 2 4 0	8 2 4
要 介 護 4	8, 4 1 0	8 4 1
要 介 護 5	8, 5 9 0	8 5 9
医 療 連 携 体 制 加 算	5 7 0	5 7 0
サ ー ビ ス 提 供 体 制 加 算	1 8 0	1 8
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算	3 0	3
処 遇 改 善 加 算	上記料金合計額の 1000 分の 111	

※ ただし、入所後30日に限り、上記料金に自己負担額が30円加算となります。

※ 入所期間中に入院、または自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金の扱いとなりますのでご了承ください。

② 家 賃 1日あたり 1, 3 3 0 円

③ 食材料費 1日あたり 1, 6 0 0 円 (2回の間食代を含みます)

④ ミキサーきざみ食 1食あたり30円の加算となります。(1日3食90円加算)

⑤ 一食あたり 5 3 0 円となります。

⑥ 光熱水費 1日あたり 8 2 0 円

⑦ 冷暖房費 1日あたり 3 2 0 円

### (2) その他の料金

以下のものは自己負担となります。

- ① 個人的に購入する物品の代金
- ② おむつ代 (処理費込み)
- ③ 理美容代
- ④ クリーニング代 (特別に利用した場合)
- ⑤ 送迎代 (車代、人件費等)

<私用でお出かけになる際はタクシー利用となります>

### (3) 支払い方法

- ・原則として、毎月10日前後までに前月分の請求を致しますので、20日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、銀行振り込み、現金払い、口座自動引き落としの3通りの中から契約の際に選択してください。

## 5 契約の終了

以下の場合には、入所中でもこの契約を終了することがあります。

- ① 要介護認定更新において、利用者が自立若しくは要支援1と認定された場合

- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者または利用者代理人が契約の解除を通告し、予告期間が満了した時
- ④ 事業所が契約書第 15 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した時
- ⑤ 利用者が病気の治療等のため長期にわたり（1 ヶ月以上）グループホームを離れることが決まり、かつその転移先の受入が可能となった時  
ただし、利用者が長期にわたりグループホームを離れる場合でも、利用者または利用者代理人と協議の上、居室確保に合意した時は契約を継続することが出来ます。
- ⑥ 利用者が他の介護、療養施設等への入所が決まり、その施設側でも受入が可能となった時

## 6 当事業所のサービスの特徴

- ・在宅介護支援のための重要なサービス施設です。
- ・在宅でケアに取り組む介護者を支援するとともに、明るく家庭的な雰囲気の中で、要介護高齢者自身が生活していく「場」としての環境作りを行っています。

## 7 損害賠償

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供において、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 本事業にあたり、賠償責任保険に加入しています。

## 8 緊急時の対応方法

当施設を利用中に心身の状態が急変したり、緊急事態が発生した時は、協力医療機関に連絡し必要な措置を講ずるほか、速やかにご家庭の方にも連絡致します。

## 9 非常災害対策

- (1) 災害時の対応は、防災計画に基づき対応します。
- (2) 防災設備は、消防署の指導に基づき、防災処置及び消化機器等の器具を設置しています。
- (3) 防災訓練は、年 2 回避難訓練を中心に行います。
- (4) 防火責任者：山脇健生

## 10 サービス内容に関する相談・苦情

<b>当事業所利用苦情担当</b>	
(受付時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分)	
電話	0 2 6 5 - 8 6 - 8 6 8 0
担当	市瀬 千里

☆ 当事業所以外に、次のところにも相談、苦情の窓口があります。

長野県高齢福祉課 電話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 2 1

飯島町保健福祉課 電話 0 2 6 5 - 8 6 - 3 1 1 1

長野県国民健康保険団体連合会 電話 0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0

